



平成25年3月1日

各 位

アートスパークホールディングス株式会社 代表 取 締 役 社 長 村上 匡人 (コード番号:3663 東証第2部)

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成25年3月1日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の発行について、下記の通り、平成25年3月28日開催予定の当社第1回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. ストック・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由 当社グループの取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材 を確保することを目的として、当社グループの取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行す るものです。
- 2. 新株予約権の割当ての対象者 当社、当社子会社及び当社関係会社の取締役ならびに従業員
- 3. 新株予約権の発行要領
- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式90,000株を上限とする。

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により本新 株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権の うち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結 果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または 当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとす る。

(2) 新株予約権の数

900 個を上限とする。

本新株予約権を行使することにより発行または移転される株式の総数は当社普通株式 90,000 株を上限とする。ただし、前記(1)の規定により調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行 う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを 切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して2年 を経過した日より6年間とする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権を保有する新株予約権者は、権利行使時においても、当社グループの取締役、 監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、 定年退職、その他当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
- ③ 本新株予約権の割当を受けた者が当社グループの取締役、監査役または従業員のいずれの 地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で本新株予約権の権利行使を認めることが

ない旨の決議をすることができるものとする。この場合においては、本新株予約権は会社 法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

- ④ 本新株予約権の行使日の直前の取引日の上場金融取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が、当社が東京証券取引所に上場した平成24年4月2日の当社普通株式の普通取引の高値である419円(以下「下限価格」という。)を下回る時は、行使できないものとする。なお、当社が、当社普通株式の株式分割または株式併合を行った場合、下限価格について前記(4)の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
 - ① 新株予約権は、本新株予約権の割当を受けた者が(6)に定める規定により、本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ② 当社が吸収合併による消滅、ならびに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (10) 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

本新株予約権の発行に関する細目事項については、本新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(注)上記の内容については、平成25年3月28日開催予定の当社株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以上